

なぜ被害者が責められなければならないのか —— 性犯罪に潜む問題点 ——

矢 野 恵 美

司会者 それでは定刻になりましたので、ただ今から平成 22 年度香川大学法学会講演会 2 回目を始めたいと思います。まず法学会を代表して松尾先生から一言ごあいさつをいただきます。

松尾 皆さんこんにちは。今日は琉球大学から矢野恵美先生をお迎えして法学会の講演会を開くことになりました。今年度、法学部長が法学会の会長ということで、皆さんに挨拶をさせていただきます。日頃身近な問題でありながら、なかなか本格的に考えることの少ない問題について、比較的年齢の若い専門家でいらっしゃる矢野先生をお迎えして、この問題についてぜひ皆さんにも考えてもらいたい。どういうことが問題になっているのかということを知り、自分の頭で考えていただきたいと思って、この機会をつくらせていただきました。ぜひ今日の機会を生かしてほしいと思います。それでは詳しいご紹介は法学部の平野先生の方からお願いします。

平野 平野です、こんにちは。矢野先生は慶應義塾大学をご卒業されて、その後早稲田大学の修士課程、その後再び慶應義塾の博士課程に進まれています。その途中にスウェーデンに留学されて向こうの法制度にとても詳しい先生でいらっしゃいます。刑事法の分野というのはジェンダーの問題をなかなか活かせる人も少ないですけど、矢野先生は二者であられますし、スウェーデンの刑事法については日本でも一番詳しいのではないかと思います。今日は中味の濃い講演会になるとと思いますので、皆さんぜひたくさん学

んで、知るだけではなくて自分の頭でぜひ、自分の問題として考えていただきたいなと思います。では、矢野先生、よろしくお願いいたします。

皆さん、こんにちは。矢野と言います。普段は沖縄にある琉球大学というところのロースクールで刑法を教えています。今日は香川大学の皆さんにお話をさせていただけるということで、とても楽しみにしてきました。普段は私はロースクールの方がメインなのですが、皆さんと同じような学生を対象にした学部の授業も担当しています。今日お話しする内容は、学部の授業で扱うがありますが、2, 3回をかけます。今日は1回でお話しするというので頑張って短くしてきたんですが、なるべく授業を延長しないように、とりあえず何が問題となっているのか



という、その問題意識を皆さんと一緒に共有できればいいなと思っています。ですので、ちょっと駆け足になるところもあるかもしれませんが、とにかく、どこに問題があるのかということを皆さんと共有していきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

では性犯罪について考えるということで、お話をさせていただきたいと思います。それではなぜ、私が刑法の中でもこの性犯罪を取り上げるかということなんですけれども、どうですか、皆さんの印象の中で刑法犯、皆さんは法学部なんですよ。刑法犯といわれる中で、性犯罪といわれるものがどれくらいの割合を占めるという印象をお持ちでしょうか。わりと多いんじゃないかと思う方はどれくらいいますか。ああ、何人かいらっしゃいますね。まあ難しいところですね。これからだんだんお話ししていきますが、実は犯罪に関する統計というのはなかなか難しい問題を含んでいるので、一概には言えないんですけれども、どうですかね。性犯罪を私に取り上げるのは犯罪件数が多いからでしょうか。また、性犯罪は再犯率が高いという話をマスコミなどで聞いたことがある

方がいるかもしれません。では、それだから取り上げるのかということなんですけれども、少し公式統計から見ていきたいと思います。

これは、みなさんどうでしょうか。犯罪白書を使っている授業ってありますか。授業で犯罪白書を使ったことがあるという方はどれくらいいますか。1人か2人手をあげていましたけど。そうですか。そうですね。確かにうちの大学でも私しか使ってないかもしれませんが、日本には犯罪白書という白書があります。これが届いたばかりの一番新しいものなんですけれど、これに日本の犯罪に関する公式統計の主だったものが載っています。これで確認してみますと、去年1年間で、認知件数といって、警察が把握している犯罪の数ですが、これを見ていただきますと、日本で圧倒的に多い犯罪は窃盗なんです。それに対して、性犯罪である強制わいせつは0.3%、さらに強かんについて見ますと0.06%しかないということなので、認知件数の中に占める割合でいうと性犯罪は決して多くはないですね。では再犯率が高いかということなんですけれども、これは微妙ですね。グラフの字が小さくて恐縮なのですが、犯罪白書の中に、再犯者の検挙人員、再犯率というのがあります。これで見ますと強かんのところは56%と書かれています。平成21年分です。去年の再犯率というのは56%だと書かれています。そして平成11年から20年の10年間でいうと51.4%ということで、これをみると比較的高いですね。2人に1人は再犯しているように思いますよね。だけどこれは、統計のマジックだということがあります。つまり、確かに強かんをした人がまた犯罪を犯してはいるのですが、強かんをした人がまた強かんをした数値とは限らないんです。ですから、厳密にいうと性犯罪の再犯率とは言えないんです。では実際に強かんをした人がもう1回強かんをする割合がどれくらいなのかというのを、毎年は数値が出てないんですが、平成19年の犯罪白書にそれがまとめられているので、それで見えますと、強かんの犯人がもう1回強かんをする、同じ犯罪をした割合は3%となっています。全然違いますよね、印象が。ですので、公式統計上でいうと、性犯罪は他の犯罪に比べて特に発生件数が多いわけでもないし、再犯率が高いわけでもありません。今ご紹介した再犯の計算方法につきましては白書に詳しく書いてありますので、残念ながら今日は時間がなくてご説明できませんが、ご興味のある方は後で是非読んでみてください。

ここまでをまとめますと、性犯罪を取り上げる理由は、犯罪件数が多いからでも再犯率が高いからでもありません。ただし、気をつけて頂きたいのですが、実はこの公式統計については、またいろいろな問題がありますので、後で一緒に見たいと思います。では、どういう問題意識で性犯罪を取り上げているかということなんですけど、主に女性が被害者になっていて、女性が被害者になるというだけではなくて、他の犯罪と違って被害にあった方が恥ずかしいと思ったり、被害にあった人を周りの人が責めたりするとい

う点で特別な犯罪だからということなんですね。すごく特殊性をもっているんで、性犯罪を私はよく授業で取り上げているんです。被害者が恥ずかしいと感じたり、被害者を責めたりするという問題を「被害者の落ち度論」とか、または「二次被害」というふうにも呼びます。女性が主に被害者になる犯罪を「女性に対する暴力」という言葉で取り上げることがあるんですけど、そういった特殊性をもっているというのが性犯罪の特徴です。ですので、他の犯罪と違うということで、確かに公式統計上、数も多いわけではないし、再犯率も高いわけではないのだけれども、やはりこれを特別に取り上げる必要があるんじゃないかというのが、問題意識なんです。ではこれは具体的にどういうことなのかというのを次に皆さんと一緒に見ていきたいと思います。

今、主に女性が被害者になるという話をしましたけれども、それは本当なのかということをもた公式統計で見ていきましょう。皆さんは法学部ですよ。法学部じゃないという方はいますか。刑法各論をやったことがあるという人はどれくらいいますか。それでは、大体の方が知っているという前提でお話をしますが、日本の強かん罪は被害者は女性だけと書いてあります。六法を持っている方は、刑法の 177 条という条文を見て下さい。つまり強かん罪に関する統計を見ても、男女のどちらが被害にあっているかを見ることはできません。それに対して 176 条の強制わいせつ罪の方は男性も女性も被害者の性別を問うていませんので、こちらで女性と男性のどちらが被害にあっているかというのを見ていこうと思います。平成 20 年の数値で見てみましょう。平成 20 年に強制わいせつの被害にあったとされる女性は、6,928 人、それに対して男性は 183 人となっています。さらに女性は強かんの被害にあっている方もいるわけですから、確かにこの統計をみると、性犯罪は主に女性が被害にあっているということはあるのかなということで、それが性犯罪の特徴の一つであろうと考えられています。それでは、子どもが被害にあう場合も同様でしょうか。これも同様に強制わいせつで見ていきます。13 歳未満の子どもが被害者となる場合ですけども、13 歳未満の子どもが強制わいせつの被害にあった全体の数は、平成 20 年で 936 人、そのうち女性が 839 人です。ですから確かに、公式統計上、ともう 1 回お断りしておきますけれども、公式統計上は性犯罪は主に女性が被害にあっているということは、間違いなだらう考えられているわけです。女性が主に被害にあっており、その被害者が非難されたり恥ずかしく感じたりしなくてはならないというのが性犯罪の大きな特徴であり、そこには大きな問題点が潜んでいると考えられています。

それでは、性犯罪は社会で一体どのように捉えられているのかということを見ていきたいと思います。これは、なぜ、女性が被害者になった時に非難されるのかということと関係します。もし次のスライドを見て、皆さんが「えーっ、そんなことないよ」と思っ

て下さるなら、時代は変わってきたし、良くなってきたと嬉しく思いますが、私自身は以前このスライドのような内容を見た時に、ああ、あるあると正直思いました。つまり、ここまでは言わないかもしれないけれども、女性に対して性行為をする、しかも、ある程度無理強いて性行為をしたような時に、男性の仲間同士ではそれを悪くいわない風潮があるということです。皆さんが全然そんなことないよと思って下さるなら、それは日本がすごく良い国になったということなのですが、少なくともかつての日本の全体的な風潮というのは、男性が力づくで女性に性行為をするということ、あなたが悪いというふうには考えてきませんでした。加害男性を英雄視すると言いつい過ぎかもしれませんが、男らしいといった感じがある。しかし一方で、被害にあった女性の方は、傷物になったとか、ひどい場合には、被害者に隙があった、ひどい時にはふしだらなんだと。ふしだらという言葉自体、今は使わないかもしれませんが。そういうふうに言われてきたという社会の状況があります。それと関係して、社会の中には強かん神話、後で話しますが、強かん神話といわれる伝説、多くの人、特に男性が信じているような考え方があり、「被害者の落ち度論」というのが、あまり問題視もされずにすんなりと受け入れられてきた社会だという問題があるのです。

こういう社会の中で、被害にあった女性が、深刻な二次被害にあうことになります。つまりまずレイプの被害にあい、その後それを警察に届け、裁判までいく過程の中で、周りからまた非難されることによって、あたかも2回目のレイプを受けるような思いをする、これを「セカンドレイプ」と呼びますが、そういう被害にあうという実態があるのです。それは、まず、悪気がなくても周りの人の態度からも起こります。その後、捜査や裁判といった刑事手続、あるいはマスコミによって、女性の方が被害者であるにもかかわらず、責められ、不利益をこうむってしまうという状況が日本の社会の中にはあるだろうと考えられています。周りの方からと言うのは、例えば訴えれば事が表沙汰になり、かえってあなたのためにならないと言ったり、忘れなさいと言ったりすることからも起こります。日本の性犯罪というのは、被害者が加害者を裁いてくださいと訴えない限り、告訴と言いますが、告訴しない限り事件化することはできないという制度になっています。ですから、ひどい二次被害の中で被害者はとても耐えられないということで、そもそも告訴を思いとどまり、泣き寝入りをしてしまうということが現実によく起こってきました。

ここで一つ例を挙げてみましょう。これは私が住んでいる沖縄で、一昨年実際に起こった事件です。皆さんの記憶にあるかどうか分かりませんが、沖縄ではかなり大きく報道されました。中学生、確か13歳だったと思いますが、中学生の女の子がカラオケボックスに行き、夜中にアメリカの兵隊に、沖縄には基地がいっぱいあります。

アメリカの兵隊に、30 過ぎの妻子のある兵隊なのですが、その人にバイクで送ってもらうことになりました。その後さらに、バイクではということで、車に乗り換えて送るということになり、車に乗り換えたところ、そこでレイプされてしまったという事件です。その被害者はもちろん告訴しました。しかし、この事件が起こったときに、どういったことが社会の中で起こったかという、被害者に対して中傷したり、非難したりする人達があらわれました。そんな時間に子どもが表でうろついている方が悪いとか、米兵についていくほうが悪いといったことを言い出す人がいる。マスコミの中でも、そもそもそんなことをする子どもの家のしつけがいかげなものであるかという論調を紹介するものもありました。そのような状況の中でこの事件が結局どうなったかという、被害者の方は告訴を取り下げてしまいました。先程お話ししましたように、日本では性犯罪は親告罪といって、被害者の告訴がないと裁判にすることができません。その人が犯人と分かっているにもかかわらず、被害者が告訴を取り下げてしまったので、当然加害者を裁くことはできなくて、加害者は釈放されてしまいました。その後、アメリカ軍の決まりによって裁かれはしたようですが、少なくとも日本の裁判所で裁かれることはなく国に帰ってしまいました。被害者は、まだたったの 13 歳なのに、散々非難、中傷され、加害者は日本で処罰されることもなく終わってしまったということです。つい一昨年のことです。さすがにレイプをした加害者をよくやったという風潮はなくなってきたかもしれませんが、こういう被害にあったときに、そもそも被害者も素行に問題があるんじゃないのかということが、たった 13 歳の子どもに対しても言われるというのが日本社会の現状なんです。この中で、被害を訴えて裁判までもちこたえるということは、被害者にとって、ものすごく大変だということです。この事件について皆さんがどれくらいご記憶にあるか分かりませんが、これは実際に沖縄で起こったことです。ちなみに、この被害者に対する非難や中傷というのは、沖縄の人がしたというよりは、むしろ本土の方の報道であったように記憶しています。

それでは、ちまたに浸透している強かん神話とはどういうことなのかということですが、強かんに関する間違っただけの考え、間違っただけの伝説が広く深く浸透していると言われていて、一般の人が思っているだけでも先程の沖縄の事件のようなことが起こるわけですが、それが裁判に携わる裁判官や検察官、さらに弁護士までがこの間違っただけの考えをもっていると、その間違っただけの考えに基づいて裁判が行われるということになり、これは被害者にとって、大変苦しいことになります。具体的に内容を見てみますと、代表的な強かん神話といわれるものは、普通の男性は強かんなんてしない、強かんをするのは異常性欲者である。強かんは見知らぬ他人の間でしか起こらない。強かんは暗い夜道で行われる。以上が一般的な強かんなんだというのが、強かん神話の一つのパターンです。逆に

言いますと、これにあてはまらないものは強かんではないのではないかと、初めから疑ってしまうのです。このような間違った考えをもっている人が、捜査や裁判に携わると、被害者は本当は強かんではないのではないかと疑われている中で訴えていくことになります。これはつらいです。実際に強かん神話はかなり一般的に信じられていると思います。また、女性が本気で抵抗すれば強かんはできない。実際にこれは、よく聞きます。女性が本気で力を入れて、絶対に性器の挿入はさせないと抵抗したら、男の人はできないと言う人が本当にいます。また、女性には強かん願望がある、男性経験が多い女性や風俗で働く女性は、貞操観念がないから強かんされることはない、常に和姦なんだ、常にOKなんだという考え方も典型的な強かん神話と言われています。

今話を聞いて、皆さんはどう思われますか。これらは強かん神話といって一般的に信じられているけれども、実際には全て間違っています。特に女性には強かん願望があるというのをどう思いますか。ただこれについては、例えばAVと呼ばれるようなものの中に、強かん物や陵辱物といわれるものがとても多いと言われています。それは強かん神話を信じる人、少なくとも信じたいと思う人の多さを表しているのではないのでしょうか。ただ、いわゆる一般的な強かんとはどういうものですかと言われた時に、暗い夜道で女性が見知らぬ人に例えば後ろから襲いかかられ、というのが一般的ではないかと思う人はたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか。

もうひとつ、「被害者の落ち度論」ということなのですが、先程の沖縄の事件にも出てきたように、これは、強かんされる女性の方にも落ち度があるのだという考え方です。これは先程、学部長からお若いとお世辞を言って頂きましたけれど、まったくお若くなくて、皆さんとはだいぶ世代が違うのですが、私が学生の頃の教科書には、もし女性が強かんにあった時に、スカートが短かったり夜中に1人で歩いていたりしたら、それは被害者にも落ち度があると書いてありました。今は見なくなりましたが、教科書にもそのように書かれるほど一般的にそう考えられていたのです。つまり夜道を1人で歩いていたのだから、全面的に悪いとは言わないけれども、被害者にも落ち度がある。ミニスカートをはいていたのだから仕方がない。ナンパされてついていったのだから仕方がない。家に上げたのだから仕方がないというようなことです。実際に、テレビなどでもお笑いの番組を見ていて、そりゃあんた、家に上げたんやから、やらせるっっちゃうことやる、みたいな関西弁に限定して申し訳ないですけど、こういう話を少し前にはよく聞きました。ですからやはり一般的にこのように考えている人はたくさんいるのだと思います。さらに問題なのは、男性が被害にあう場合にはこういうことは言われないということです。この話はまた後でしたいと思います。

結局、性犯罪の被害にあった女性というのは、このような様々な理不尽な考え方がは

びこっている中で、さっき言いましたように告訴を決意して、最後までそれを維持しなければならぬんです。途中でくじけたら、もう加害者を裁けなくなりますから。そういう中で被害者は告訴をしていかなければならないという状況は、被害者にとって、非常に大変なのです。

では、実際にどのようなことがあるかということですが、ごく簡単に刑事手続の流れを見てみましょう。まず、犯罪が起こり、被害者が通報します。そうすると警察が捜査を始めます。加害者がわかっている場合には手続がどんどん進んでいくわけですが、取調をして、検察官に送致をして、検察がもう 1 回取調をして、最終的に起訴を決めたら裁判になるという流れです。この中で被害者は何回も何回も、なぜそんな服を着ていたのかとか、なぜそんな人のいないところを歩いていたのかとか、なぜそんなよく知らない人の車に乗ったのか。さっきの米兵の話もそうですね。あなたにも少しはその気があったのではないかとか、さらには今まで付き合った男の人は何人いるの。性経験はあるの。あるんだったら、今回も犬にかまれたというふうにも思った方がいいんじゃないの。大ごとにするとなあなたの方が傷つくよ、というようなことを何回も何回も言われることになります。これが最初の方でお話しした二次被害とかセカンドレイブとかにもつながっていきます。最近でこそ、こういう場合には、警察でも女性の警察官が話を聞くようにしましょう、なるべく一度聞いたら同じことを何回も聞かないようにしましょうというように、最近は大分改善されてきましたけれども、それでもやはりまだ実際にはこういう目にあったという声をたくさん聞きます。まだ決してなくなっていないのです。

そして、やっと裁判にこぎつけた時に何が起こるのでしょうか。先程強かん神話は全て嘘だと言いましたが、強かんの一番多いケースは、知り合いと密室の中で起こるものです。そうすると強かんであることを証明するためには、結局、今の裁判では、どちらの言い分が信用できるかということになりがちなのです。そうすると、加害者、被告側の弁護人から、被害者の言っていることは信用できない、信用できない人なのだということを裁判官にイメージさせるような、被害者を貶めるような、プライバシーに関する質問がなされるということが、ずっと行われてきました。これも最近では大分許されなくなってきたと聞いていますが、本当に最近の話です。勇気を出して訴えて、これ乗り越えて最後まで、加害者を処罰するところまでたどり着くためには、本当に強い心がなければたどり着けないというのが、性犯罪被害者の置かれている特殊な状況と言えると思います。ただ世の中もずいぶん変わってきました。最後に少しお話ししますが、裁判員裁判が始まり、性犯罪被害者の心の傷が少しずつ皆さんにも知られるようになってきました。それに先立ち、スライドに書きましたが、付添い人とか遮へい措置、ビデオ

オリンピックなどといった方法もとられるようになってきました。しかしそれでもまだこの状況は完全に克服されたとはいえないのが現状です。

ここで一つ、強かん神話や被害者の落ち度論を学ぶ人の間では有名な裁判例をご紹介します。性犯罪の被害者がこのようなことを言われるという例としてよく取り上げられる判例です。皆さんからすると、平成6年は結構昔かもしれませんが、私からすると平成はつい最近です。とりあえず、この部屋に平成6年に生まれていないという方はいないですね。これはどのような事件だったかと言いますと、女性3人、男性3人が六本木のクラブで知り合って、その後一緒にお酒を飲んだり、王様ゲームと呼ばれるゲームをして、最終的に1人の女性が1人の男性に送っていったのですが、その車の中で強かんされてしまったという事件です。このケースでも、お互いはある程度の知り合いで、見知らぬ人ではありません。また車の中という密室で起きたので、他には誰も目撃者がいません。当然男性の方は、女性も承知していた、つまり強かんではなく和かんであると主張しました。

ですからこの裁判では、どちらの言い分が正しいのかということが争われました。しかし、他の犯罪の場合、被害者の証言の信憑性はそれほど争われません。被告の言い分の信憑性は争われても、被害者の人格だとか信用性というものが焦点になるというのも、性犯罪裁判の特徴の一つだと思いますが、この裁判はまさしくそうでした。判例から引用します。「A子証言の信用性を、被告人供述を含む関係証拠に照らして検討していくこととする」。つまり被害者の証言が信用できるかどうかということ、まずみていきましょうということです。つまりその時点でやや疑問です。強盗にあったと言っている被害者の証言についてこのような言い方がされるのでしょうか。さらに見てみましょう。声をかけられた初対面の被告人と夜中の3時過ぎまで飲み、その際にゲームをしてセックスの話をしたり、A子自身は野球拳で負けてパンストまで脱ぎ、同店を出る時には、B子、D子と別れて被告人の車に1人で乗ったというのであるから、その後、被告人から強かんされたことが真実であったとしても、A子にも大きな落ち度があったことは明らかだと書かれています。

先程被害者の落ち度論や強かん神話の話をした際に「本当？」と思った方もいるかもしれませんが、このように裁判記録の中にはっきりと書かれています。この裁判で、A子さんが信用できない、強かんの被害にあうような慎ましやかな女性ではない、と判断された理由のひとつとして、この人は例えば喫茶店に行った時に、他の人は誰も言わないのに、スパゲティーがしょっぱいと文句をつけるような人だとの例が挙がっています。是非後で判例を調べてみてください。そんな人は到底、貞操観念のある人ではないと考えられました。「事実などを総合すると、A子などについては慎重で貞操観念があ

るという人物像には似つかわしくないので、この人のいうことは到底信用できない。被告人は無罪。」とこの裁判では結論付けられています。

確かに被害者の女性はお酒を飲んで王様ゲームをしてセックスの話をしました。これを「はしたない」と考える方がいるかもしれません。でもここでは是非考えてください。これは何ひとつ法律に触れる行為ではありません。しかもよく考えてください。被告人も一緒にやっているんですよ。でも、被告人はこういう人だけど、信用できるかどうかということは問われていません。被告人だって一緒にやっているのに、どうして被害者の女性だけが、これによって、こんな人だから信用できませんと判決に堂々と書かれているのでしょうか。

ここで示されているのは、女性はこうあるべきだ、だからこういうことをするべきではないということです。女性はこうあるべきだというステレオタイプが提示されて、そこからはずれた貞操観念のない女性の証言は信用できないという女性の落ち度論や強かん神話といったようなものが、やはり日本の裁判、刑事手続の中には残念ながら生きていくということです。何回も言って恐縮ですが、そんな中で被害者が、訴えを維持して、最終的に被告人を有罪にまで持ち込むというのは本当に大変な社会なのです。私達はこのような現実を知らなくてはならないと思います。

先程、被害者が男性だったらどうかという話をしました。ちょっと考えてみてください。ここまで見てきたところで言いますと、例えば、ミニスカートの女性が夜中に酔って歩いていて強かんされた、夜中に酔っ払って、その日に知り合った男性に送ってもらおうとしたら強かんされたといった場合に、被害者にも落ち度がある、被害者も悪いというように言われます。それでは、ランニングに短パン姿の男性が、夜中に酔って歩いて帰ったら、例えば屈強な 2m くらいあるような米兵に強制わいせつされた。つまり肛門性交を無理やりされた、ということがあった時に、そんな格好で夜中に酔って歩いているあなたが悪いと言われるのでしょうか。また男性が男性の友人宅で飲んでいたら、強制わいせつの被害にあったというときに、夜中にそんな、男の家にあがるから悪いんだと言うのでしょうか。ということは、やはりそこには、女性が被害にあった時にだけ女性の行動が軽率だとか、貞操観念がないだとかという風潮が、残念ながらこの社会にはまだ残っているということです。ちなみにここで、なぜ加害者を女性にしなかったのかと言いますと、身体の構造上、望んでいない男性に女性が性行為をできるか、とりわけ暴力を用いて力づくでできるかという別の問題が出てきますので、ここでは加害者も被害者も男性にしておきます。

さて、もうひとつ考えてみてください。忘年会帰りで千鳥足のサラリーマン、今おやじ狩りとは言わないでしょうか、おやじ狩りにあった時に、夜中にそんなところを酔っ

なぜ被害者が責められなければならないのか（矢野）

払ってフラフラ歩いているあなたが悪いと非難するでしょうか。これから忘年会シーズンになりますが、忘年会帰りに、例えば皆さん、先生がこんな被害にあったときに、それは先生が悪いよとは言わないですよね。そうしますとやはりこの社会には、女性が性犯罪の被害にあった時にだけ、その言動をとがめて被害者を非難するという傾向があると言えるのだと思います。

さらに最近の事件を見ていこうと思います。最近の事件といっても、もう7年前になりますが最近の事件と言っていると思います。東京の早稲田大学というところにスーパーフリー、通称、スーフリというサークルがありました。このサークルに関して、多くの女性が集団で強かんされたという事件です。例えばカラオケボックスに皆で行って、狙った女の子のお酒に薬を入れます。無理に「一気」をさせたりもします。そして女の子の意識がなくなったところで、サークルの大勢の男性が強かんするといったことを繰り返していました。この事件では、サークルの責任者は結局懲役14年になりました。後は是非刑法の条文を確認して頂きたいのですが、この事件をきっかけに、刑法の条文の中に、集団強かん罪という犯罪が新設されました。前から集団で強かんするという罪はあったのですが、法定刑を重くしました。法定刑を重くして「集団強かん罪」という条文を設けました。

結果としてこの事件では加害者はすごく重い処罰を受けたのですが、この時もやはり、警察に訴えたけれども、同意があったのではないのかとか、なぜそんな所に行ったのかとか、結構噂になっていたのに、なぜそんなサークルに参加したのかというように、被害者の方達はこのようなことを言われたと言っています。しかもこの加害者達は悪質で、被害者が届け出られないように強かんのシーンを写真にとったりして、届けるなよ脅したりしていたそうです。この事件でも残念ながら警察等での二次被害がありました。もう少し前でしたら、被害者が皆さん訴えるのを諦めたり、和かんとされてしまったかもしれません。しかし首謀者はとても重い刑罰を受けましたし、集団強かん罪という刑が刑法の中に新設されるようになりましたので、少しずつ社会は変わってきているのかもしれません。

しかし、この事件を受けて、ある大臣が、レイプする人はまだ正常に近いとか、元気があるからいいという発言を実際にしました。今の若者に元気がないという脈絡の中の発言だということでしたが、最初の方でお話したような、男性の中の強かんに対する考え方が残っているのではないのでしょうか。さらに問題なのはこのことがそれほど大きな騒ぎにはならなかったということです。この人は次の選挙では落ちて、この発言のせいではないかとも言われましたが、発言当時、女性議員達からは非難されましたけれど、辞職問題などにはならなかったことも事実で、問題は深刻だと思います。

それでは先程、「公式統計では」という話を何回かしましたが、これはどういうことでしょうか。実は性犯罪というのは公式統計と実際の事件の現状が、大きく異なっていると言われていました。今からその話をしていこうと思います。スライドに、なぜ暗数が多いのか、なぜ届けられないのかと書きましたが、最初の方で皆さんにうかがったところ、犯罪白書を使う授業があまりないというお話でしたので、まずは犯罪統計の仕組みについて簡単に見ていきましょう。一般に犯罪の数と思われるのはこの認知件数です。これは、警察が犯罪として認知した数です。ですからこれは実際に起こっている犯罪の数では全くありません。実際に起こっている犯罪の中で、警察が事件として認知している件数で、これが公式統計として出てきます。つまり、すべての犯罪には警察の認知していない暗数があるということです。暗数は字で見てわかるように暗い数。つまり表に出てこない数ということです。さらに認知件数の中で、犯人が検挙される数はさらに少なくなります。ですから、犯罪統計を見る時には、この図を思い出して、この中のどこに当たるかということを考えてみてください。実際に日本で何件犯罪が起こっているかということは、どの犯罪についても神様しかわからないのです。

ただこの暗数の大きさは犯罪によって違うと言われていました。例えば皆さんの中で、財布をすられたという時に、警察に届けますか。自転車を盗まれたという時に警察に届けますか。空き巣にあったらどうでしょうか。車を盗まれたらどうですか。今の例全てについて全員が届けるわけではないのではないのでしょうか。多分その人の中で、警察に届けるかどうかの基準がそれぞれあるはずなんです。そういったことでこの暗数の大きさは決まってくるし、他にも条件があるわけですが、その被害にあった人が届けるか届けないかというのが一つの大きな原因となります。私達の目に触れる犯罪というのは、犯罪全体の氷山の一角に過ぎないのです。それでは暗数が少ないといわれている犯罪は、なんだと思いますか。

聴講者 窃盗。

矢野 窃盗。そうですね。認知件数が一番多いですからね。他はどうでしょうか。勇気を出して答えてくれてありがとうございます。他の方は。

聴講者 交通事故。

矢野 交通事故。交通事故は確かに暗数が少ないかもしれませんが。その他、もし自分が、犯人ではない場合に、その現場にいたら絶対通報するよという犯罪は何だと思えますか。

なぜ被害者が責められなければならないのか（矢野）

聴講者 殺人。

矢野 そうですね。皆さん色々な意見を出してくれて、ありがとうございます。殺人というのはおそらく暗数が一番少ないだろうと言われてます。殺人を見かけて通報しないという人はあまりいないですよね。ただこれも、やった人は通報しませんよね。全部の殺人が認知されているわけではないことは間違いありません。また事故として処理されてしまうものもあるはずですが、しかし、一般的に見て、殺人は暗数が少ないとされています。先程、交通事故とおっしゃっていただきました。交通事故も暗数が少ないと言われてます。なぜかという、一般に加害者は犯罪を隠したいわけですが、交通事故に関しては、事故を起こしてしまった本人にとっても、通報しなければ保険が下りないということがあるからです。これも保険に入っていないと加害者が逃げたり、逆にすごく軽い場合には被害者がいいですよと言ってくれることもあるかもしれないので、やはり暗数はあります。

先程窃盗と言ってくれました。窃盗は確かに認知件数がすごく多いので、たくさん起こっているんだろうと思うのですが、どうでしょう。例えばポケットからお金だけをと



られたというときに、警察に言わないという方もいるのではないのでしょうか。あと、窃盗で大きな数字を占めるものに万引きがあります。万引きは犯罪です。必ず警察に通報します。とお店によく書いていますけれど、本当に全部通報しているかというところがありません。窃盗は認知件数もすごく多いですが、もしかしたら暗数もそこそこあるかもしれません。

このように暗数に関わる色々な条件があるのですが、その中であって、性犯罪は特に暗数が多い犯罪だと言われていました。これまでお話してきましたので、皆さんはなんとなく分かると思うのですが、被害者の人が訴えたくても訴えられないということが、すごく多い犯罪だと言われているからです。ですから最初に「公式統計では」というお話をしましたが、現実の数字はわかっていません。そこで、犯罪統計の分野では、認知件数のような公式統計を補完するような調査を考えようということで、犯罪被害統計というものが考え出されました。

これは、一般の人に無作為で電話をしたり、調査票を送って、あなたはこんな被害にあったことがありますかと聞き、さらにその時に警察に届けましたかということを知ります。つまり公式統計を裏側から補完するものとして、犯罪被害統計というものが世界で使われています。実は日本でもこれをやっています。私の周りではこの調査票について、調査票に答えたとか、電話がかかってきましたよという話は残念ながら聞いた事がないのですが、日本でも、何年に1回かずつはこれに参加しています。国際犯罪被害実態調査と言って、International Crime Victimization Survey, ICVS と言われる調査です。

なぜ、性犯罪には暗数が多いのかということに戻ります。今見てきたように一つは訴えたくても訴えられないということです。性犯罪に対する社会の認識があって、被害者が非難されてしまうということがあるので、訴えて非難されるなんて嫌ですね。そして二次被害もあります。ですから、泣き寝入りをしてしまって、暗数になってしまうということがすごく多いと言われていました。

そしてもう一つ性犯罪の恐ろしいところは、先程の強かん神話の内容が広く浸透していて、強かんというのは知らない人に夜道で襲われるようなものだ、被害者も加害者も思っていて、実際に強かんにあたるようなことであっても、被害者も加害者もそれに気付かないというケースがあるということです。例えば夫婦であっても本来は強かんということではありえるのですが、なかなかそれを強かんですと通報するということはないと思います。また、もう少し手前の段階で、恋人同士の段階で、デートレイプといって強かんはありえるのですけれども、それを通報するということもなかなか難しいと思います。これは、被害者自身も強かんとして訴えていいのかわからないという場合があるのだと思います。そして同時に、これまで述べてきた二次被害のようなことから訴えら

れないということもあるでしょう。この社会の中で、強かんは犯罪であって、加害者が悪いんだという考えが確固としたものとして皆の中に広がっていけば、被害者は安心して訴えることができ、暗数が減って、通報件数や通報率の増加につながるだろうと考えられています。

では実際どれくらいの暗数があるのでしょうか。実際は分かりません。実際は分かりませんが、いくつか数値を見ていきましょう。先程見たこれが強かんや強制わいせつの認知件数で、発生率です。ここから見ると、強かんの被害は2.4、つまり人口10万人あたりに2.4件、強制わいせつについては、女性の場合は人口10万人あたりに10.6件。男性の場合は0.3件です。公式統計上ですが。では、被害者と被疑者の関係はどうでしょう。先程の強かん神話と関わりますけども、本当に知らない人、見知らぬ人に夜道で襲われるのが性犯罪の典型例なのかということを公式統計から見てみますと、公式統計でさえ、強かんで親族が4.4%、面識ありが39.1%ですから、見知らぬ人ではないのが4割以上あります。公式統計でさえです。そして強制わいせつの場合にも1.4%が親族、22.2%が面識ありですから、強制わいせつであっても、公式統計に載ったものでは2割強は見知らぬ人ではないんです。ですからこれだけの、先程いった強かん神話が正しい伝説ではないということの一端が分かっていただけだと思います。

では今度は先程お話ししたICVSで見ていきましょう。一般の人に聞いて、こういう被害にありましたか、あなたは被害にあった場合に警察に届けましたかということで、性的事件という項目があります。認知件数については、警察がどの犯罪に当たるかを選び分けていますが、こちらは一般の人に性的な被害にありましたかと聞いています。ですから、強かん、強制わいせつの他に、痴漢、セクハラ、これらは刑法でいう強かんや強制わいせつに当たる場合と当たらない場合がありますが、全部入っています。それでも、平成19年のデータですが、答えた人の0.9%が被害にあっているというのは、先ほどの犯罪発生率に比べて高いと思います。

では次に、それを警察に届けたかどうかを見てみましょう。色々な犯罪についてありますが、自動車盗というのがやはり高額ですし、保険のこともありますから、これは最も多くの人が届けています。でも届けない人もいますね。85.2%の人が警察に届けたと言っています。2番目に届けているのがバイク盗です。自動車盗と同じ理由でしょうね。74.1%の人が届けたと言っています。先程言ってくれた窃盗でも37.5%の人は届けたと言っていますね。ところが、それに対して性的事件に関しては、最も少ない被害申告率で、13.3%という結果が出ています。ですから、性犯罪は大体認知件数の10倍くらいではないかと言われることがあります。もっとずっと多いという説もありますけれども。

しかし一方で ICVS にも欠点があります。これは一世帯に 1 人という形で聞くんです。世帯単位での被害を聞くんですね。この場合、家族から被害にあっているような人は絶対に答えません。例えば DV といって、夫が妻に暴力をふるっているような場合に、その数値は絶対に出てきません。夫婦間の強かんのようなものも出てきません。

そこでもう一つ性犯罪に関わる調査を見てみましょう。これは内閣府の男女共同参画局というところが数年に 1 回やっている調査ですが、男女間における暴力に関する調査ということで、全国の 20 歳以上の男女 5,000 人に、層化二段無作為抽出法という方法で抽出して、質問紙を送って答えてもらっています。有効回収率が 62.6% です。これは普通の調査からいうものすごく高い数値で回答が返ってきているので、信用性が高いと言われていています。これで見ると、異性から無理やり性交された経験がある人（これは刑法で言いますと強かん罪は女性しか被害者にならないことも関係して、女性にしか聞いていません。）は、7.3% となっています。これまでの数値よりずいぶん大きくなりますよね。しかも 2 回以上あったという女性も 4.2% いますので、どうもやはり公式統計よりも被害にあう人が多いのではないかとということですね。但し、強かん罪の場合「暴行・脅迫を用いて」という要件がつかますので、必ずしもこれが全部強かんに当たるかどうかはわかりません。次に、加害者と面識があったかどうかということですが、これはなんと 75.6% です。こうなってくると先程の強かん神話の、見知らぬ人の間で行われるというのは、全く現実とは違うと言えるのではないのでしょうか。しかもよく知っている人が 61.8%、この中には当然親族も含まれています。ですので、実際には異性から無理やり性交された人の多くは、よく知った人からやられているということです。

そしてもう一つ、年齢に関わらず被害にあうのですが、20 歳未満で被害にあう人が 32.6% いるということです。若い時に被害にあう人もたくさんいるということです。若い人、その中でも子どもが被害にあった時、届け出るのは容易ではありません。しかも加害者が知った人であったら、届けるのはとても難しくなります。自分がそういう被害にあっていると認識できなかったり、傷つきすぎてとても人に言えなかったりと、この点も大きな問題をはらんでいます。

そしてもう一つ。これがとても大事なのですが、無理やり性交された人の中で、それに対してどういう対応をした人が一番多かったかということなのですが、「どこにも誰にも相談しなかった」という人が 62.6% です。それでは、なぜどこにも誰にも相談できなかったのかということですが、一番多い答えが、恥ずかしくて誰にもいえなかったという答えです。本来加害者が悪いのにもかかわらず、被害者が責められたり、恥ずかしく思わされてしまうということが、性犯罪が他の犯罪と違う大きな特徴だということが、少しずつ皆さんと共通の認識になってきたかなと思います。性犯罪に関しては、

被害者が非難されて、被害者が恥ずかしい、自分が恥ずかしい、人に知られたくないって告訴を思いとどまってしまうという実際の姿が、この調査からも浮き彫りになってくると思います。また、今のことも関係して、暗数が多く、若い時に被害にあう人も多く、顔見知りによるものも多いといった他の犯罪とは違う特徴をもっているのです。

さあ、ここまでお話ししてきましたけれど、今まで聞いていて何となく思った人もいるかもしれませんが、一步進んでこういう問題も考えていく必要があります。さっき確かに数値は少ないかもしれないけれども、男性は被害にあっていないのかという問題です。先程の男女共同参画局のデータは男性にはそもそも聞いていません。公式統計の強制わいせつの男性の被害というものしか分かりません。それは確かに少ないのかもしれない。しかし、ここの教室にはたくさんの男性がいますが、どうでしょうか。自分がもしも先程ここに書いたような被害にあったときに、例えば知り合いの家で飲んでいて、性犯罪の被害にあってしまったという時に、警察に届けられるかどうかということを考えると、実はこれにも暗数があるし、こちらもやはり問題を含んでいるんですね。女性が被害にあうことが多く、女性だからといって非難されることが多い、これは間違いなないです。けれども、男性の被害は放っておいていいかということ、そんなことはないです。このことも私たちが考えないといけない問題です。

男性の心の傷も非常に深いとされています。もちろん女性が性犯罪の被害にあうということは、とても深い心の傷を負うのですが、女性の場合、通常大人になっていく中で、男性と性行為ををするということは多くの人が経験することだと思います。けれども、男性にとって男性に性行為をされるということは、長い人生の中で一度も経験しませんという人も多くいるわけです。もちろん経験する人もいるわけですが。無理強いという意味じゃなくて、性的指向としてそういうことを経験する人もいて、それはまったく問題ありません。しかし多くの人がそういう経験をしないという中で、自分はそういう経験を無理強いされたということが、男性の心に及ぼす被害も、非常に大きいと考えられています。とりわけ、男性のお子さんが被害にあったような時に、そのことがその人の一生に大きな影響を及ぼすということもわかっています。ですからもちろん女性の被害のことは、この社会においての女性に対する扱いということを含めて、私達がとても考えなくてはならないことですが、さらにこういう問題もあるということを知っておかなければなりません。女性の場合と同じようにこのようなケースがあった時、届けることができるでしょうか。ランニングに短パンの男性が友人宅で飲んでいて、夜中に酔って歩いていて強制わいせつの被害にあった。男性が男性の友人宅で飲んでいたら、強制わいせつの被害にあってしまったといった時です。ぜひご自身で考えていただきたいと思います。ここでは女性とは違った形で、裏返しとも言えるかもしれませんが、「男のくせ

に」そんな被害にあうなんてという理不尽な非難を被害者が感じたりします。これまで私の講義では、多くの男性の学生は届けられないと答えています。

それではここで、皆さんは法学部の学生さんですから、日本の性犯罪の条文というのは、今のありかたで正しいのかということを考えてみたいと思います。様々な性犯罪の実態を踏まえて、今の日本の条文というのはこれでよいのでしょうか。ちなみに六法をぜひ後でみていただきたいのですが、性に関する条文というのは 174 条から 183 条までの間にあります。この中で今お話をしてきたのは、176 条と 177 条、そして先程の集団強かん罪、178 条の 2 ですが、今日は時間がありませんので、この中でも 176 条と 177 条の関係について検討していきたいと思います。

176 条は 13 歳以上の男女ですね。これは性別に限定がなく、暴行または脅迫を用いてわいせつな行為をしたものは 6 ヶ月以上 10 年以下の懲役に処する。13 歳未満の男女に対し、わいせつな行為をしたものも同様とすると書かれています。つまり日本では、被害者が 13 歳未満であれば、どんなに同意があってもだめだということが一つの特徴になっていますが、強制わいせつの場合は、男女は問わないとなっています。それに対して 177 条の強かん罪は、暴行または脅迫を用いて 13 歳以上の女子を姦淫したものは強かんの罪とし、3 年以上の有期懲役に処する。13 歳未満の女子を姦淫したのも同様ととなっています。これは 2004 年に改正されて、それまでは 2 年以上となっていました。現在は 3 年以上の有期懲役となっています。

ここで考えてほしいのは、二つの似たような条文があるのですが、177 条は行為と被害者の性別を限定しているところに特徴があります。177 条は被害者は必ず女性。行為は姦淫と書かれています。では、姦淫とは何かということですが、姦淫は刑法の条文解釈では、男性器の女性器への挿入のみを指すといわれています。ただし射精までは要求しない。これが判例です。つまり逆に言うと、暴行、脅迫を用いた性的な行為の中で、男性器の女性器への挿入以外のものは、すべて強制わいせつになるというのが、今の日本の刑法解釈です。もし女性が被害者で男性が加害者であっても、肛門性交された場合には、強かんではなく強制わいせつになります。男性が性被害にあうものは、すべて強制わいせつになります。また、「男性器の」という解釈から、加害者は男性のみとなります。

ここで私達が考えなくてはならないのは、なぜ加害者を男性、被害者を女性に限り、行為を姦淫といって、男性器の女性器への挿入のみに限った条文をわざわざ置く必要があるのかということです。但し、刑法の話で言いますと共犯としては、それも共同正犯としてですが、女性も加害者たりえますが、今日の話とは関係がありませんので、この話はこれだけにします。話を戻しますが、加害者は男性、被害者は女性、行為は男性器

の女性器への挿入という行為だけを取り出して、別の条文にする、しかも他の行為よりも重く処罰する必要があるのかということです。

これに対しては、解釈として二つのものが考えられます。一つは体力的な弱さや妊娠などのリスクを考えると、女性はやはり男性よりも保護されるべきなので、男女を区別して強制わいせつよりも強かん罪を重くすることを評価する、つまり177条のあり方は正しいという考え方です。これは今までの話の流れからすると、まあいいのかなと考えられるかもしれません。

しかし、一方で先程の男性の被害というのも非常に深刻だと考えますと、女性も男性も性的な侵害による被害の大きさという点では同じなのだから、176条と177条の区別はやめて、個別の犯罪によって量刑を考えればよいという考え方もできます。日本について言いますと刑法の特徴に法定刑の幅が広いということがあります。3年以上ということは、3年から20年、併合罪になればそれを1.5倍して3年から30年までです。日本の場合は特に法定刑の幅が元々広いわけですから、まとめて一つの条文にしておいて、その犯罪ごとの内容を見て量刑を重くするなり、軽くするなりで問題なく対応できるのではないかと考え方です。皆さんはどちらが良いと思いますか。他国の状況を見てみますとどちらのパターンもあります。さらに言いますと、176条と177条はまとめるけれども、加害者と被害者の間に、先生と生徒とか、雇用者と被雇用者のような特別な関係があるときには、重くしましようとか、色々な性犯罪の条文をもっている国もあります。一定の関係がある場合に刑罰を重くしている国は多いです。

日本の問題は、本当にこの177条は女性を守るために作られたのかということです。女性の保護を前面に出して、177条を維持することには一定の意義はあるわけですが、しかしそれ以前に、この条文は本当にそのような意図で作られたのかということです。今の刑法は1907年のものです。つまり100年以上が経ったものです。その中には、100年前の価値観がやはり反映されています。100年前に本当に女性を保護するために177条を作りましょうという考え方があったのかということを経験する者は検証する必要があります。ここで一つの手がかりになるのは、今はどちらもありませんが、当時の条文には姦通罪と尊属殺人罪があったということです。183条姦通罪、200条尊属殺人罪です。

姦通はなんだかわかりますか。姦通は簡単にいうと不倫です。つまり結婚している人が、自分の配偶者以外の人と性交渉をする、性交渉をすることを姦通と呼ぶのですが、どういう条文だったかスライドを見てください。「有夫の婦」と書いてあります。つまり夫のある女性が夫以外の男性と性交渉をした場合には、3月以上2年以下の重禁固、10円以上40円以下の罰金に処す。相姦する者もまた同じ。つまり、相手の男性も処罰さ

れますよということです。つまり男性は不倫してもかまわない。しかし女の人がしたら刑法で処罰されます。その相手も。という条文です。少なくともその刑法の中に、今までみてきた流れと少し関係しますが、男の人は浮気をしたり、愛人を作ってもかまわない。男の甲斐性といわれてきましたけど、むしろ推奨される。しかし女性が同じことをすれば、刑法で処罰されるという考えが刑法の中にも反映されていることがわかります。この条文は 1947 年に現在の日本国憲法が導入されて、憲法 14 条に法の下での平等が謳われましたから、憲法 14 条違反ということで、現在は削除されています。ちなみに韓国ではこの条文がまだ残っていますが、どうしたかと言いますと、有夫の婦を両方にしました。有婦の夫も不倫をしたら処罰することにしました。日本ではその道はとりませんでした。これだと当時の地位ある男性の多くが処罰されてしまうことになったからかもしれません。日本国憲法第 14 条第 1 項、法の下での平等、すべての国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により政治的、経済的または社会的関係において差別されないというこの条文に、今の条文はまさしく反しているということで、削除になっています。ちなみに、女性の参政権も長年の運動を経て、この憲法と同時期に認められるようになりました。この日本という国で女性が男性と平等ではなかったことは間違いありません。おそらくこの時代だったら、私がこの教壇に立って、男性の皆さんがたくさんいる中でこんな話をするなんてことは、許されなかったと思います。

そしてもう一つ、200 条に尊属殺人というのがありますが、これはどういうものだったのでしょうか。自分か自分の配偶者の直系尊属、つまり父母や祖父母、系図で言うところと真上にあたる人たちを殺した場合は、死刑または無期懲役に処すとなっていました。普通の殺人 199 条が 5 年以上死刑または無期となっていますから、死刑が無期しかないということで非常に重い罪でした。これも当然違憲ではないか、憲法第 14 条第 1 項に違反するのではないかと争われましたが、これについては 1973 年に違憲判決が出ています。しかし不平等だから違憲とされたのではなく、刑の違いが大きすぎるから違憲だとされています。

この二つの条文からは、今使っている刑法には男女や尊属・卑属…卑属という言葉は今使いませんが、そういう人間の間に上下関係があり、人は皆平等だという考え方はなかったということがわかります。この刑法は必ずしも人は皆平等だという考え方の下に作られたわけではないということが読み取れると思います。

刑法を勉強する時に、法益というお話をして、法益には大きく分けて三つあると言う説明をします。六法を持っている人は見てください。刑法が保護する法益には個人的法益と社会的法益と国家的法益があると言われていますが、現在の皆さんが使っている教

科書を開くと、多分今言った順番に書いてあると思います。また、法益の中で一番重要なのは、個人的法益だと書いてあると思います。しかし、六法の中の刑法を開いてみると、逆の順番に書かれています。100年前には国家的法益が一番大事だと考えられていたからです。さらに言いますと、今は削除されていますが、皇室に対する犯罪も書かれており、それが一番大事だと考えられていました。177条のあたりも見たいのですが、性犯罪は社会的法益の中の風俗に対する罪の中に分類されていました。しかし、現在では今日お話ししたような部分は個人的法益に対する罪として紹介されています。こういうことを考えてみると、今の177条という条文は、必ずしも女性を保護するために作られたのではないのではないかと、女性を保護するためというよりは、他の男性、具体的にいうと、女性が結婚していなければ父、結婚していれば夫の所有物である女性に対して、他の男性が侵害することを社会秩序を乱すこととして処罰しようという性格をもっていたのではないかとということがうかがわれると思います。但し、この考えには当時から反対もあったようです。

先程いくつか判例を見ましたが、性犯罪は個人に対する犯罪ではなく、社会秩序に対する犯罪、つまり侵害されるのは社会を維持するために女性がつべき貞操観念というものと考えられていたと言われています。刑法177条を、女性を保護するために残すという考え方をとることは全くかまわないのです。しかし、日本の一番大きな問題は、こういうことをタブー視して皆が議論をしないということにあるのです。多くの国で、元は日本と同じような条文をもっていました。しかし、それでいいのかと議論をして、条文の形が段々変わっていった国も多いのです。日本はこの条文を維持するという結論でもかまわないのですが、少なくとも法学部の皆さんはこれでいいのかということを一度は考える、そしてそれを少なくとも仲間と議論するということをして、この条文を維持するかどうかを考えて頂きたいと思います。本当は国全体で議論する問題なのです。

時間がなくなってきましたので、少し話を飛ばします。性犯罪が親告罪であるということ、あとは裁判員裁判と性犯罪について考えて終わりにしたいと思います。他の部分にはご興味がありましたら、後で見てください。日本ではもう一つ性犯罪の規定の特徴として、性犯罪を親告罪にしています。親告罪とは被害者本人または法律の定める者の告訴がなければ、検察官が起訴できない犯罪ということです。強制わいせつもそうです。他にも名誉毀損罪や器物損壊罪というのも親告罪にされていますが、親告罪にした意味が違います。性犯罪が親告罪になっているのは被害者のためとされています。そして告訴できる期間も決まっています。告訴期間と言います。告訴期間は犯人を知った日から、一定の期間に告訴しなければもう告訴することができない。告訴するかどうかを一定の期間の間に、被害者が決めなければならないという仕組みになっています。では告

訴期間は一般的にどれくらいかというと、通常の親告罪は6ヶ月間とされています。ですから被害者は加害者を告訴するかどうか、6ヶ月の間に決めてくれということになります。

180条を見て頂くと親告罪のことが書いてあり、176条から178条までの罪およびこれらの未遂は告訴がなければ訴訟を提起することができないとされています。ここでもう一つ確認しておきたいのは、日本の性犯罪では、加害者が複数である場合には、親告罪ではなくなっています。このことを心に留めつつ、親告罪の意味をもう少し考えていきたいと思います。ちなみに告訴期間についてですが、長らく性犯罪も告訴期間は6ヶ月でした。しかし考えてみてください。性犯罪の被害にあって、とても自分の中で整理できなくて、苦しんでいる被害者に6ヶ月で告訴するかどうかを決めろというのは、到底無理な話です。このことはずっと言われていましたが、10年前にやっと改正になり、性犯罪については告訴期間が撤廃されました。刑法ができたのは100年前ですから。ようやく被害者は心を整理して、加害者を訴えるかどうかを落ちついて考えることができるようにはなりました。

それでは一生考えることができるかどうかということですが、今度は公訴時効の問題になります。「時効」という言葉を聞いたことがありますよね。これにかかると公訴が提起できなくなります。これが最近改正になったということはご存知でしょうか。今、殺人にはこの公訴時効、いわゆる時効がなくなりました。後では是非確認してみてください。今日の話とは違うので詳しくはしませんが、最近改正になりました。性犯罪関係は、基本的に10年です。10年間は考えることができる、公訴時効にかからないということになります。

これは随分考えることができるのではないかと思いますよね。ただ考えてください。もし7歳の時に被害にあったとしますね。17歳までに自分に起こったことを整理して、訴えるかどうかを決めることができるでしょうか。3歳だったらどうしますか。13歳で決められないですね。諸外国にはさらに進んだ制度があり、未成年の間に被害にあった場合は、成人になった時から公訴時効の期間が始まるとしている国もあります。日本はこの点についても性犯罪について議論がなされていないということです。親告期間がなくなり、公訴時効が10年になったのは本当に良いことですが、子どもの時に被害にあった人にとって、10年はやはり短いですね。だから、これについてはなお考える必要があるのです。

そしてさらに考えてみると、そもそも親告罪であることが本当に被害者のためになっているのかということも考える必要があるのです。これもまた既に性犯罪を親告罪でなくした国も多くあります。それはどうしてかということですが、親告罪には先ほどの

なぜ被害者が責められなければならないのか（矢野）

くつか種類があると言いましたが、性犯罪は被害を訴えることが、被害者の不利益になることがあるから親告罪にしますとなっています。

しかし、被害者が自分で加害者を処罰するかどうかを決めなければならないということは、実は被害者にとってはすごく負担です。一旦警察に届けたのはいいけれど、あなたは本当に告訴しますか、それによって加害者が処罰されるかが決まりますよ、あなたが決めてくださいと言われることは、被害者にとってはすごく負担です。他の犯罪ではこんなことは聞かれません。一方で、加害者にとっては被害者を脅しさえすれば自分は処罰されないわけですから、実際に先程のスーフリ事件のように、加害者が被害者の写真を撮ったりして、訴えたら承知しないぞというように被害者を脅して、告訴させないということが起こります。ですから、被害者の不利益になるから、あなたが決めていいと、あたかも被害者のためのよう説明されていますが、実際の被害者にとってそれがありがたいことかどうかは疑問です。

そして、被害者のためだ被害者のためだと言うけれども、1人の人に強かんされる場合と複数の人に強かんされる場合を考えた時に、複数の人だったら知られてもいいとは絶対に思いませんよね。けれども、そういう場合には加害者を処罰することの方が大事なので、親告罪にはしませんと日本の法律ではなっています。ですから必ずしも日本の親告罪ということが、被害者のためと言いながら、それを徹底しているわけでもありません。この場合は被害者は我慢しなさいとなるわけです。

もう一つ最後に考えてほしいのは、これが一番問題なのですが、訴えることが被害者の不利益になることがあるということは、即ち、法律が、性犯罪の被害にあうということは、あなたが恥ずかしいことなんですよと言っているということなんです。だから結局日本の法律は性犯罪の被害にあうということは、被害者であるあなたが恥ずかしいんですよと規定していることになるのです。そのことこそが社会の中に、性犯罪の被害者が訴えにくい状態を作り出しているのです。なぜ性犯罪だけが訴えると被害者が不利益になるのか、恥ずかしく思わなくてはならないのか。性犯罪を親告罪にしていることは、本当は決して被害者のためではないのです。

もう時間になりましたので、最後に裁判員裁判のお話だけさせていただきます。強かんや強制わいせつが全て裁判員裁判になるわけではなりません。その中で傷害を負ったり、亡くなった場合、強かん致傷、強制わいせつ致傷、強かん致死、強制わいせつ致死です。181条という条文にあたった時だけ、裁判員裁判になります。実際にもう裁判員裁判になっているケースがいくつもあります。そのことで、最後に皆さんと5分だけ考えて終わりにしたいと思います。

先程少しだけお話ししましたが、法廷でも大分被害者の方が保護されるようになって

きました。付き添い人といって被害者が証人になる時に、付き添いの人がつくことが許されたり、遮へい措置といって、ついでで囲まれて、傍聴席や被告人からは見えないようにするものや、ビデオリンクといって、法廷では証言できないということで、別室で証言するというようなことも許されているので、少しずつ保護されるようにはなっています。

沖縄で性犯罪が裁判員裁判になる時に、被害者の知っている人が裁判員になってしまったらどうするんだ、だから沖縄ではやめたほうがいいという議論がありました。それは沖縄はすごく狭い社会だから、どんなに排除しても知り合いの知り合いまでは排除できないのではという意見でした。四国はどうでしょうか。四国の方が大きいでしょうか。4県ありますから。結局、裁判員を選ぶ時に色々工夫をして実施しています。また法廷内でのプライバシー保護ということで、紹介したような措置はなされているのですが、裁判員に対しては顔は見せるんです。これは表裏一体なんです。なぜかという、知り合いの知り合いのような人がいたらどうするのかということがすごく心配されています。しかし一方で事件を裁く人には被害者の生の姿を見せなければ、事件の深刻さが伝わらないのです。ですから今のところ、裁判員には顔を見せています。

また、裁判員に対してどこまで情報を教えるのかということも議論になっています。法廷内での二次被害といって、法廷に裁判員として一般の人が増えることによって、犯罪を詳細に語ったり、被害者を傷つけるような尋問や質問が多くの人に知られてしまうのではないかとということです。しかし犯罪の詳細を知らなければ裁くことはできません。特に被告人が否認している場合には、いろいろなことを議論しなければなりません。こういう中で、一般の人が裁判員に入る、大きくなった合議体の中で被害者がさらに傷つけられてしまうのではないかとということが議論になりました。

しかし最後にもう一度、皆さんに考えてもらいたいです。多くの人に事件を知られたくない、裁判員裁判になりたくないからといって、ますます通報しなくなるのではないかとということが心配されています。実際に大分で起こったのですが、強かん致傷の被害にあった被害者が、裁判員裁判はいやだから強かん罪にしてくださいと頼んで、実際に警察は本当は強かん致傷なのに強かんて検察に送検したということが起こりました。検察は強かん致傷で起訴しましたが、実際にそういうことが今年ありました。今まで考えてきて、どうして性犯罪の被害者は訴えることをためらうのかということに、もう一度立ち戻ってほしいんです。確かに法廷で被害者のプライバシーを守ることはすごくいいことなんです。けれど、なぜ性犯罪被害者のプライバシーにだけ特別にセンシティブになる必要があるのかということなのです。逆に言えば、なぜ他の犯罪と性犯罪の被害者を差別するのかということなのです。その根底にあるのが、今日ずっとお話してき

なぜ被害者が責められなければならないのか（矢野）

たように、性犯罪の被害にあうというのは被害者にとって恥ずかしいことだと、私達が思っているからなんです。だけど、そのことが結局、被害者を訴えにくくしているんです。確かに性犯罪の被害者が傷ついていることは間違いないんです。その人達に対して様々なケアをするということはとても大事なんだけど、その一方で性犯罪のときだけ被害者が恥ずかしいと感じる、だから訴えられないと思う社会を変えないといけないということをぜひ考えて頂きたいのです。親告罪に象徴されるように被害者を保護すると言って、しかしそのことを裏返してみると、被害者に、あなた恥ずかしいでしょと言う制度は変えなくてはならないのです。これを変えていくことが私たちにとってとても大切なことだということをお皆さんと一緒に考えることができればうれしいと思います。

最初に平野先生をご紹介くださいましたけれど、私はスウェーデンという国に留学していました。この国は、ヨーロッパで最も性犯罪の認知件数が高い国の一つという統計が出ています。しかし、それはなぜかという、被害者が訴えやすい社会だからだと理解されています。最近ウィキリークスのアサンジという人が、スウェーデンで性犯罪の被疑者になっているという報道がありますけれど、報道をみても、日本だったら性犯罪にはならないような内容を含んでいるようです。これは、スウェーデンでは性犯罪の概念が広く、かつ人々がそれを知っていて、さらに訴えるのが容易だということを見ることができると思います。私達は、被害者のことを保護しないとイケないし、被害者の傷の大きさを考えることはとても大事なのですが、一方で、性犯罪の被害者に、あなたは自分の被害を恥ずかしい等と思う必要はありません。悪いのは加害者です。と言えるようにすることも大事なことです。このことを皆さんに後でもう一度考えて頂けたらとても嬉しいです。すみません、ちょっと延びてしまいましたけれど、私の話はこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

司会者 矢野先生、どうもありがとうございました。時間も過ぎていますが、折角の機会なので、ここで1名ないし2名の質疑を受けて頂ければと思います。何かある方、手を挙げて、大きめの声で言ってください。

質問者 日本というのは恥の文化と言いますが、日本で同様にスウェーデンの制度を持ち込んでいたら、こういう問題というのはいい方向に向かうんでしょうか。

矢野 すごく良い質問ですね。日本が恥の文化であるということが犯罪と関係してどのように表れるかという、日本人は犯罪をした時に恥ずかしいと思う、自分の家族に迷惑をかけてしまう、社会に迷惑をかけてしまうと言われるとされています。この恥の文

化が日本の犯罪率を低くしていると考えられていて、このことは良いことだと思います。しかし、性犯罪に関して、被害者が恥ずかしいと思うのはおかしいですね。ですから、恥の文化を被害者に恥ずかしいと思わせる方向に使うのは、間違っていると思います。実際に、自分の周りの親しい人に迷惑をかけたくないから犯罪をしないと多くの日本人は思っていて、このことはすごく大事なことだと思っています。けれど、被害者に恥ずかしいと思わせることはよくないです。何でもスウェーデンが良い等とは決して思いませんが、被害者が訴えやすい社会、性犯罪も悪いのは被害者ではなく加害者であるとする点は良いと思うのです。すごく良い質問です。ありがとうございます。

司会者 もうお1人だけ。

質問者 強かんの事件とは少し違うんですけど痴漢犯罪なんかは、話を聞いていると被害者が嘘をいうわけがないという前提で捜査が進んで、本来犯人でない人が、映画とかにもなっている、影響を受けた、そういう事件もあるじゃないですか。やはり捜査機関というのはある程度前提があると思うんですけど。やはり強かんと痴漢事件は違ってくるんでしょうか。

矢野 はい、これもすごく良い例を指摘して頂きました。強かんの判例を紹介しましたが、それは被害者だから信用できるとしるということとは違います。刑事司法というのは公正でなくてはいけませんので、客観的な証拠を集めて、真実はどうなのか、痴漢の場合、果たしてそもそも事件があったのかということも、客観的に立証するというのを決して忘れてはいけません。痴漢に関してですが、沖縄って電車がいません。すごく短いモノレールしかないんで、沖縄の学生さんは電車内での痴漢というのがわからない人もいます。四国はどうですか。私は都内で育ち、中学から電車通学でしたので、もう毎日痴漢にあっていました。まだ子どもで、本当に苦痛でした。けれどそれを人に言えたことなかなかったです。怖いし、恥ずかしいし、声を上げるという考えはなかったです。ですから一方で、事実として長らく痴漢の被害者が我慢してきたというのは事実だと思います。やっと被害者が声をあげられるようになり、被害者の言い分を重要視するというのは大事なことです。しかし、だからといって刑事司法を不公平にすることはいけない、冤罪を作ってはいけないので、そこには必ず歯止めがあるべきなんです。ですからどちらの言い分が正しいとか、被害者の私生活がどうだったかということではなく、もっと客観的なことで、判断するべきなんです。そのためには、捜査をもっと精巧にする、捜査をきちんとしていく、調べをきちんとしていくということが、全体にすごく大事なことです。これは他の犯罪にも言えることですが、冤罪を作らないために捜

なぜ被害者が責められなければならないのか（矢野）

査を尽くし、客観的証拠を集めるということは、絶対に絶対に譲ってはいけない原則だと思います。これもすごく大事な点です。ありがとうございます。

司会者 まだ質問もあると思いますが、時間も過ぎていきますのでこれで終わりたいと思います。最後に矢野先生に拍手をお願いします。それではこれで法学会講演会を終了したいと思います。

* 女性に対する性犯罪に「姦」という字を使用するのはふさわしくないと考え、「強姦」は「強かん」としました。しかし「姦淫」・「姦通」については平仮名にしますと読んでいただく際に意味がわかりにくくなってしまうように思い、本稿では漢字のままとしました。

（やの・えみ 琉球大学法務研究科准教授）

【編集注】

本稿は、平成22年12月15日に行われた香川大学法学会講演会の記録である。